

スマートワークライフ#N i k k o

設立趣意書

新型コロナウイルス感染症の拡大を背景に、働き方に対する意識と行動の変容が見られ、「リモートワーク」という新しい働き方が定着しつつある。

日光市では、この機会を捉え、地域が一体となって新しい働き方を求める企業やリモートワーカーの誘致・誘客に取り組むことで、民間事業者の企業価値を高め、日光における新たなビジネス創出の機運醸成を図ることとした。

新たなひととしごとの流れを生み出すためには、日光の豊富な地域資源の活用や行政と民間事業者、又は民間事業者同士の連携が欠かせないことから、

『A³*からはじまる新しい日光体験

～準備不要・手ぶらで楽しめる日常と非日常をA³から～』

をコンセプトに掲げ、日光における新しい働き方の定着に向けた官民共創の場として『スマートワークライフ#N i k k o』を設立するものである。

※A³（エーキューブ）：Anytime,Anywhere,Anyone can make fun in Nikko=いつでも、どこでも、誰でも、日光を楽しめる、の意

1 目 的

本会は、歴史・文化・自然などの特色を活かしながら市内で活動する事業者間の連携を促進し、新たな魅力を創出することに加え、民間企業や団体と地域との交流の場を提供し、新たな価値の共創を促進することで、企業の多様な働き方に柔軟に対応するとともに、二地域居住などの関係人口の創出や移住・定住、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 名 称

本会は、スマートワークライフ#N i k k oと称する。

3 会員資格

本会の会員たる資格を有する者は、日光市内で活動する企業、機関、団体又は個人とする。

4 事務局の所在地

本会は、事務局を日光市企画総務部総合政策課に置く。

(〒321-1292 日光市今市本町1番地 日光市役所3階 企画総務部総合政策課内)

5 事業

本会は、次の事業を行う。

- (1) 食事、宿泊、遊び、働く場などの地域資源の魅力ある価値の創出に関する事
- (2) 同一目的を持つ民間企業や団体との協力連携に関する事
- (3) 企業の多様な働き方に対応したリモートワーク環境の向上に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的達成に必要な事業に関する事
- (5) 第1号の地域資源や前各号の事業に関する情報の集約や一元的な発信に関する事

6 プラットフォーム

前項の事業実施にあたり、本会に次のプラットフォームを設置する。

- (1) 地域資源【食・泊・遊・働】
- (2) 交通・M a a S
- (3) 企業発掘・金融支援
- (4) ワークプレイス
- (5) プロモーション

7 公告の方法

本会の公告は、電子公告の方法により行う。

8 事業年度

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

ただし、令和4年度における会計年度は、本会設置後最初に開催される総会の日から令和5年3月31日までとする。

9 役員及び任期

役員の数および任期は次のとおりとする。

- (1) 役員数 会長1名、副会長1名、理事10名以内、監事2名
- (2) 任期 選任された日から翌々年3月31日まで。ただし、再選を妨げない。

上記各項ご承認のうえ、本会の設立にご同意願いたく、依頼申し上げます。

令和4年8月10日

スマートワークライフ#N i k k o

- 設立発起人代表 栃木県日光市今市本町1番地
日光市長 粉川 昭一
- 発起人 栃木県宇都宮市東宿郷4-3-27
東日本電信電話株式会社栃木支店
栃木支店長 小林 博文
- 発起人 栃木県日光市今市717-1
一般社団法人日光市観光協会
会長 八木澤 哲男
- 発起人 栃木県日光市平ヶ崎200-1
日光商工会議所
会頭 相良 芳隆
- 発起人 栃木県日光市平ヶ崎200-1 (日光商工会議所内)
一般社団法人日光青年会議所
理事長 倉松 宗道
- 発起人 栃木県日光市御幸町591
mekke 日光郷土センター (八千代エンジニアリング株式会社)
館長 岩本 淳
- 発起人 東京都墨田区押上二丁目18番地12号
東武鉄道株式会社
経営企画本部部長 浜田 晋一

発起人 栃木県日光市今市704
株式会社足利銀行
今市支店長 角田 典彦

発起人 栃木県日光市今市457
鹿沼相互信用金庫
今市支店長 石川 浩史

発起人 神奈川県横浜市金沢区六浦東1-50-1
日光市政策アドバイザー(関東学院大学法学部地域創生学科 准教授)
牧瀬 稔